

2011年11月21日

マスコミ各位

泡瀬干潟を守る連絡会

共同代表 小橋川共男 漆谷克秀

連絡先 前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）

携帯：090-5476-6628

記者会見のご案内

日時：2011年12月22日(木)、午前10時

場所：沖縄市比屋根地先、泡瀬埋立工事入り口、仮設橋梁前
(沖縄県泡瀬総合運動公園東駐車場前)

記者会見の内容を理解するためには、現地で説明したほうが理解しやすいと思い、場所を、仮設橋梁前にしました。ご理解下さい。

記者会見内容

私たちは、上記の場所での「表現の自由の場」の確保のために、沖縄市に対し、沖縄市道の一部（道路敷き）の占用申請を提出したが、「不許可」になりました。それに対して「異議申立て」も行いましたが、再度「不許可」、「除却命令」の通知を受けました。

それに対し、私たちは、道路法96条の規定に基づき、沖縄県知事に「審査請求書」を提出することにしました。

その理由(概要)は下記です。

1. 私たちが占用申請をした場所と全く同じ条件の場所の国の占用許可申請に対しては、沖縄市は占用許可を与えており、このことは、憲法で定める法の下での平等（憲法14条）に反する。
2. 沖縄市が国に占用許可を与えた場所は、明らかに道路の一部であり、道路法32条、33条に反する疑いがあり、占用の奨励である。
3. 国は、これまで上記の場所を占有してきたが、今回の申請を除く過去2回については、沖縄市に占用申請もしない（沖縄市は占用許可を与えていない）で占有している。
4. 沖縄市は、国に対しては不法とも思えることを行いながら、憲法に保障された「表現の自由の場」の確保のための私たちの申請には、「不許可」「除却命令書」の対応をしている。これについては了解できない。
5. 沖縄市は、私たちに「除却命令」を出すのであれば、同じ条件の場所の国の占用許可も取り消し、国に対しても「除却命令」をするべきである。

沖縄県知事（沖縄県道路街路課）に対しての提出は、記者会見後、11時半頃です。

沖縄県道路街路課に問い合わせたところ、道路占用に関して、沖縄県知事に対して「審査請求」を行うのは、初めての例だそうです。

若干の経過

1. 10月、道路敷きの一部を国が占有していることが判明、の占有
2. 11月20日、表現の自由の場を道路敷きに設置
4. 11月21日、沖縄市に占有を申請
5. 沖縄市不許可25日、異議申立て25日、異議申立て却下12月13日
6. 除却命令12月7日、異議申立て16日
7. 県への審査請求22日

お詫び及び訂正 文章中の「道路街路課」は「道路管理課」に訂正いたします。

2011年12月22日

沖縄県知事 仲井真 弘多 様

前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）、年齢：68歳
住所：沖縄県沖縄市字古謝 1166番地

審査請求書

1. 審査請求をする処分

- (1) 「道路占用不許可通知書」・・・別紙、添付
この処分を知った年月日：平成23年11月25日 「占用申請書」は、別紙
- (2) 「異議申立てに対する決定」・・・別紙、添付
この処分を知った年月日：平成23年12月13日 「異議申立て」は、別紙
- (3) 「除却命令書」・・・別紙、添付
この処分を知った年月日：平成23年12月7日 「異議申立て」は、別紙

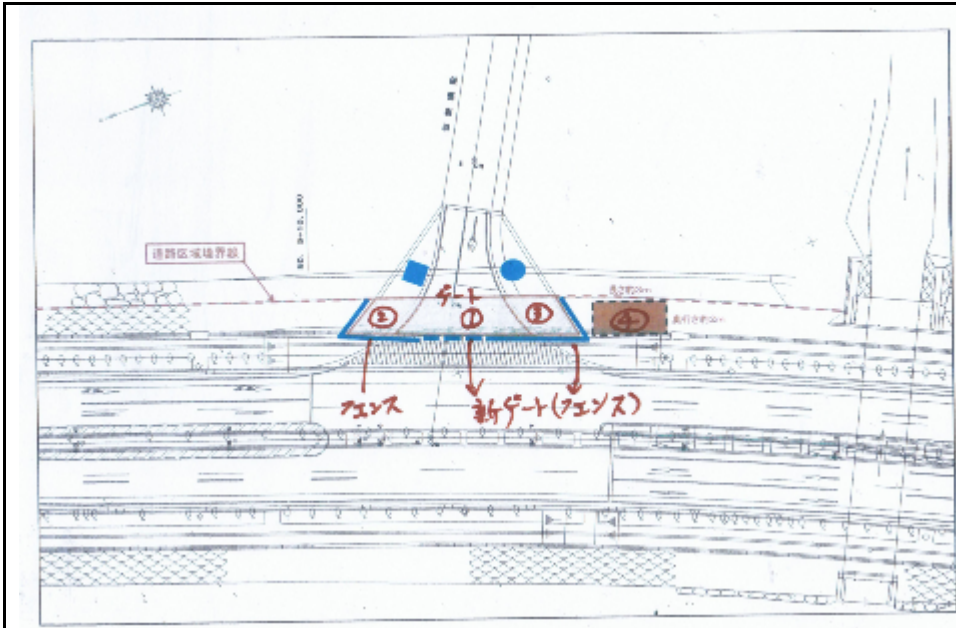
2. 前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）が申請した場所及び、国の占用の場所との関係図



前川盛治（泡瀬干潟を守る連絡会・事務局長）が占用申請した場所

下記図の の場所、道路敷き
撮影日:2011年12月6日

この場所は、「歩道柵」の外側(海側)であり、交通、歩行に全く支障のない場所である。



沖縄市が国に占用許可をした場所、
、
の場所は、明らかに道路の一部であり、
、
の占有は交通・歩行に支障を与えている。

沖縄市提供の
図面に、
、
、
を記入した図面
道路敷き
仮設橋梁
と沖縄市
道を結ぶ
通路として使
っていた
道路敷き
市民が自由
に入れた場
所
道路敷き
市民が自由
に入れた場
所

3. 審査請求の趣旨及び理由

ア. 沖縄市は、私に対して出した「道路占用不許可通知書」「異議申立てに対する決定」「除却命令」の場所(上記図、
)、沖縄市字比屋根 8 5 4 - 7 と同じ条件の場所(以下、「道路敷き」、上記図、
、
、
)を国に「占有」許可を与えている。日本国憲法で定める「法の下での平等」(憲法第 14 条)の原則からすれば、私の占有許可の申請を認めるべきである。私の占有申請の理由は、「憲法で保障されている表現の自由(憲法第 21 条)の場」の確保のためであり、道路法の規定より優先されるべき権利である。

イ. 沖縄市は、2002 年以来、3 回にわたって先の「道路敷き」を国に占有許可を与えていると思われる。(沖縄市提供の図面に
、
、
、
を記入した上記図面、参照)

1 回目: 2002 年 ~ 2008 年頃 図面
の場所

2 回目: 2008 年 ~ 2011 年 8 月 2 日
、
の約半分

3 回目: 2011 年 7 月 26 日国申請、8 月 3 日沖縄市許可
、
、
全部

2011 年 7 月 26 日国申請、8 月 3 日沖縄市許可以外の 2 回については、公文書も不存在(国は占有申請書を出していない、沖縄市は占有許可をしていない)であり、国がこれまで占有していた実態も全く不明である。1 回目、2 回目について、国の申請書、沖縄市の許可の文書が「不存在」であることに対し、私は、2011 年 12 月 16 日に、新たに公文書(道路法 35 条の規定にある協議・同意の上での占有であれば、その内容を示す文書)の公開を請求しています。

国の占有に対しては、不法とも思われる対応を取りながら、私の憲法に保障された表現の自由の場の確保のための申請は不許可にし、構造物の「除却命令書」を出すことは了解できない。

ウ. 沖縄市が国の占有を許可した 3 回目の事例は、道路法 32 条、33 条の規定から見ると明らかに違法である。国は、上記図面の
の前に新しい門扉を構築し、
、
の

部分を有刺鉄線を張り巡らしフェンスで囲っている。道路法 33 条では、占用許可の要件を「道路の敷地外に余地がないためやむを得ないもの」と規定しているが、上記図面の、の占有はこの要件を満たしていない。、は沖縄市所有の道路敷きであり、市民が自由に利用できる場であったにもかかわらず、有刺鉄線付のフェンスで囲み「防護柵」の名の下に市民の利用を妨害している。

沖縄市が与えた資料「占用許可基準」には、「本許可基準は、…道路の占用を奨励するものではなく、道路の占用を極力抑制する方針に変わりはない。」とある。

国には、道路の占用を奨励し、33 条に反する場所を不法に占有させ、私には憲法で保障された権利を抑圧する沖縄市のこの「処分」は明らかに違法である。（写真参照）



の前にできた新しい門扉 古い門扉・フェンスのさらに外側に新しい門扉・フェンスが造られた。

撮影：2011 年 11 月 26 日



古い門扉（2 回目に造られたもの）さらに、その奥には 2008 年に造られた国のゲートがあった。

撮影：2011 年 11 月 26 日



の前のフェンス 奥に古いフェンス(2 回目のもの)が見える。ここは、市民が自由に入れた。

撮影：2011 年 11 月 26 日



の前のフェンス 奥に古いフェンスが見える。

ガードレールも占有した。ここは、市民が自由に入れた場所であった。ガードレールの一部がフェンスを突き抜けている。

撮影：2011 年 12 月 18 日

エ． 私は沖縄市の「除却命令」（新たな処分）に対しても「異議申立て」を沖縄市長に提出しています。また、イ．でも記したように、、を 2011 年 8 月 3 日以前に占有させた公文書が「不存在」の理由も新たに公文書請求をしております。そし

て、沖縄県知事に「審査請求書」も提出しています。これらの「審査請求」「異議申立て」「公文書公開」が決着するまでは、「除却命令」は保留すべきある。

オ． 「審査請求の趣旨及び理由」のまとめ

沖縄市は、私に対して行った「処分」を取消し、私の占用許可申請を認めるべきである。

私に「除却命令」を出すのであれば、同じ条件の場所の国の占用許可も取り消し、国に対しても「除却命令」をするべきである。

4． 処分庁（沖縄市長）の教示

沖縄市の「異議申立てに対する決定」の中に「本決定に不服がある場合には、本決定の送達

を受けた日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。・・・以下省略」とあります。この教示に基づき、沖縄県にたいして「審査請求」を行います。

以上

この「審査請求書」を沖縄県知事（沖縄県道路街路課）に正副2通提出します。なお、参考に沖縄市長（沖縄市道路課）にも1通提出します。